

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年3月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び工事場所

舗装道路面復旧工事（原因者復旧） C-1地区（上京区，中京区）

(2) 工事及び契約概要

本市域において、300平方メートル未満（鉛製給水管解消工事に伴うもの。）の舗装道路面復旧工事（原因者復旧）について、(1)に掲げる区域ごとに、舗装工種別の単価契約をするものである。

(3) 予定数量

予定数量表のとおり

(4) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(4)にあつては公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局（以下「当局」という。）の平成23年度から平成25年度までの間、京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）に「舗装工事」の種目に登録されており、かつ平成26年度の競争入札有資格者名簿（工事）に同種目で登録予定

の者であること。

(2) 京都市内に本社又は主たる営業所があり、かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「ほ装」の種目の総合評定値が800点以上であり、かつ、「ほ装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

(3) 建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な技術者を配置できること。
また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級建設機械施工、二級建設機械施工（第1種から第6種まで）、一級土木施工管理若しくは二級土木施工管理（種別を「土木」とする者に限る。）とするものに合格した技術者又は建設業法による舗装工事に係る監理技術者（一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において有効な監理技術者講習修了証の発行を受けており、前回の監理技術者講習を受講してから5年を経過していない者に限る。）であること。

ウ 平成26年4月1日以降において他の工事に技術者又は現場代理人として配置していないこと。

エ 平成26年4月1日から1(1)に掲げる施工地区ごとに専任で配置できること。

オ ウ及びエについて、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(4) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(5) 当局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の

他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札した場合を除く。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用

して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

(2) 入札を行う者は、工事基準単価表別表1に示す工種について、工種ごとの設定単価、予定数量及び当該設定単価に予定数量を乗じた金額並びにその合計金額（総価）を記載した基準単価表（以下「基準単価表」という。）を作成しなければならない。ただし基準単価表の様式は、当局の指定様式とする。

(3) 入札金額については、工事別基準単価表別表1の各基準単価に予定数量を乗じた総額の範囲内で行うものとする。各基準単価表の工種ごとに見積もった契約希望単価にそれぞれの予定数量を乗じた合計金額（以下「総価」という。）を入力すること。落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。また、基準単価表に記載する単価についても、工事基準単価表別表1の各基準単価の範囲内とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時まで、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(7)に記載する入札期間に入札を行うこと。設計図書等を入手しなかった場合、積算不能として、本件入札に参加することができないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ使用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利

用して複写承認書を入手し、(5)により設計図書等を購入する。

なお、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用しダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、(5)による購入をしないこともできる。

イ 端末機利用者は、用度課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、(5)により設計図書等を購入する。

(5) (4)ア及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、(4)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区鳥丸通五条下る大坂町396番地 第3キョートビル1階

(電話075-871-8400)

(6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(7) 入札期間

平成26年3月25日(火)、26日(水)及び27日(木)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(8) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 108,805,349円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格については、開札日に公表する。

(9) 各工種の基準単価

工事基準単価表別表(1及び2)により公表する。

(10) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(11)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記

載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)の技術者を記載し、条件に関する書類等を添付すること。

エ 会社の住所又は所在地，商号又は名称，代表者の役職及び氏名を記載した基準単価表（用紙交付）

(11) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで，用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので，用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ，A4判の帳票として印刷し使用すること。

(12) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際，ワード，エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので，入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入，封かんし，封筒表面には工事名，工事場所及び開札予定日時のみを記載して，入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成26年3月28日（金）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後，予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について，入札参加資格及び基準単価表等の確認を行う。確認を行った結果，入札参加資格がないと認められるときは，その者の行った入札は無効とし，予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち，最低の価格をもって入札を行った者について，入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二人以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認められたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 契約方法

契約の締結は単価契約とし、工事基準単価表別表1に示す工種については、基準単価表の工種ごとの単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（円未満は切り捨てるものとする。）を契約金額とする。工事基準単価表別表2に示す工種の単価については、工事基準単価表別表2の各基準単価に本件入札における小数点以下第5位までの落札率（入札書に記載の総価を予定価格で除して、小数点以下第6位以下を切り捨てたものをいう。）を乗じた単価（円未満は切り捨てるものとする。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（円未満は切り捨てるものとする。）を契約

金額とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

8 入札の無効

(1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

(2) 4(11)のア～エの書類が提出されない場合又は提出された書類に誤りがある（基準単価表の記載誤り等）場合、入札は無効とする。

9 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 本件契約は、平成26年4月1日とする。

(3) 本件契約に係る予算が成立しないときは、本公告は無効とする。また、落札後、契約を締結するまでの間に落札者と契約を締結することが不相当であると認められる事由が生じた場合は契約を締結しない。これらの場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、入札参加者は、その費用を当局に請求することはできない。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(7) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。

(8) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(9) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規

則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (10) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、用度課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.jp/suido/nyusatu/nyusatuinfo/nyusatuindex.html>

- (11) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(上下水道局総務部用度課)